

議第 4 5 号

呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
 呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

呉市国民健康保険条例（昭和 3 4 年呉市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第 1 1 条の 6 第 8 条又は第 1 1 条の 2 の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 8 条の基礎賦課額と第 1 1 条の 2 の基礎賦課額との合算額をいう。第 1 4 条及び第 1 5 条の 3 第 1 項において同じ。）は、<u>6 3 万円</u>を超えることができない。</p>	<p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第 1 1 条の 6 第 8 条又は第 1 1 条の 2 の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 8 条の基礎賦課額と第 1 1 条の 2 の基礎賦課額との合算額をいう。第 1 4 条及び第 1 5 条の 3 第 1 項において同じ。）は、<u>6 5 万円</u>を超えることができない。</p>
<p>（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第 1 1 条の 6 の 1 0 第 1 1 条の 6 の 3 又は第 1 1 条の 6 の 6 の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 1 1 条の 6 の 3 の後期高齢者支援金等賦課額と第 1 1 条の 6 の 6 の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第 1 4 条及び第 1 5 条の 3 第 1 項において同じ。）は、<u>1 9 万円</u>を超えることができない。</p>	<p>（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第 1 1 条の 6 の 1 0 第 1 1 条の 6 の 3 又は第 1 1 条の 6 の 6 の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 1 1 条の 6 の 3 の後期高齢者支援金等賦課額と第 1 1 条の 6 の 6 の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第 1 4 条及び第 1 5 条の 3 第 1 項において同じ。）は、<u>2 0 万円</u>を超えることができない。</p>
<p>（低所得者の保険料の減額）</p> <p>第 1 5 条の 3 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 8 条又は第 1 1 条の 2 の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>6 3 万円</u>を超える場合には、<u>6 3 万円</u>）とする。</p>	<p>（低所得者の保険料の減額）</p> <p>第 1 5 条の 3 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 8 条又は第 1 1 条の 2 の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>6 5 万円</u>を超える場合には、<u>6 5 万円</u>）とする。</p>
<p>(1) ～(3) 略</p>	<p>(1) ～(3) 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるの</p>	<p>3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるの</p>

は「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第11条の6の3又は第11条の6の6」と、「63万円」とあるのは「19万円」と、前項中「第11条第2項及び第3項」とあるのは「第11条の6の5第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第11条の8」と、「63万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第11条第2項及び第3項」とあるのは「第11条の10第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

は「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第11条の6の3又は第11条の6の6」と、「65万円」とあるのは「20万円」と、前項中「第11条第2項及び第3項」とあるのは「第11条の6の5第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第11条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第11条第2項及び第3項」とあるのは「第11条の10第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

#### 付 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の呉市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

##### (提案理由)

国民健康保険法施行令の一部改正により、保険料の賦課限度額が引き上げられることに伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。